

## 家畜を1頭(羽)以上飼養している人へ

家畜を1頭(羽)以上飼養している人は、家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、頭(羽)数と衛生管理の状況を、毎年、県知事に報告することが義務付けられています。

これまでに報告したことがある人には、定期報告様式を郵送していますので、必要事項を記入し提出してください。報告様式が届いていない人は、産業振興課 農政係へ連絡をお願いします。

☎ 県中央家畜保健衛生所

☎ 0964 - 28 - 6021

役場産業振興課 農政係

☎ 286 - 3277

### 対象家畜

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚(ミニブタを含む)、イノシシ、鶏(烏骨鶏、チャボなどを含む)、アヒル(アイガモ)、ウズラ、キジ、ダチョウ、ほろほろ鳥、七面鳥

※犬、猫、ウサギ、ハムスター、モルモット、インコなどは対象外

### 定期報告の提出

提出場所 産業振興課 農政係(役場2階1番窓口)

提出期限 2月14日(金)

その他 2月1日時点の状況を記入してください。

小規模家畜飼養者\*は、頭(羽)数のみ報告をお願いします。

\*牛・水牛・馬は1頭、鹿・めん羊・山羊・豚・イノシシは6頭未満、鶏・アヒル・ウズラ・キジ・ほろほろ鳥・七面鳥は100羽未満、ダチョウは10羽未満。

## 上益城5町消費生活相談員募集

上益城5町(益城町、御船町、嘉島町、甲佐町、山都町)で消費生活相談室を設置しており、消費者からの相談へのアドバイスなどを行う消費生活相談員を募集しています。

### 募集要項

任用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

業務内容 ・消費生活に関する相談処理・あっせん

・消費者教育、啓発

・その他、消費生活に関すること

勤務形態 平日の午前9時～午後4時で

週2、3日勤務のシフト制

勤務場所 月曜日 益城町役場(益城町宮園702)

火曜日 御船町役場(御船町御船995-1)

水曜日 嘉島町役場(嘉島町上島530)

木曜日 甲佐町老人憩いの家(甲佐町岩下24)

金曜日 山都町役場(山都町浜町6)

※曜日により勤務地が異なる

報酬 時給1,500～2,000円(通勤手当あり)

※勤務年数や資格の有無により異なる

募集人数 3人

### 資格・要件

次の全てを満たしている人

①下記のいずれかの資格を有するか、資格試験を受験する意欲がある

・消費者生活相談員(国家資格)  
・消費生活専門相談員  
(独立行政法人国民生活センター認定)

・消費生活アドバイザー  
(一般財団法人日本産業協会認定)

・消費生活コンサルタント  
(一般財団法人日本消費者協会認定)

②パソコンの基本操作が可能

③地方公務員法第16条各号に該当しない

④普通自動車運転免許を所持

### 申し込み

所定の申込書に必要事項を記入の上、写真を貼り、資格を有す場合は資格認定証の写しを添えて、平日の午前8時30分～午後5時に持参か郵送で下記へ。申込書1枚で5町への申し込みとなります。

提出先・☎ 〒861-2295 益城町宮園702

益城町役場危機管理課 ☎ 286 - 3210

## 【益城町特産品開発プロジェクト】柿ジャム再販売

町と株式会社もへじ、日本航空株式会社、JAかみましきが共同で開発した「柿ジャム」が、今年も、全国のカルディコーヒーファームで販売されます。

みずみずしく上品な甘さが特徴の町内産太秋柿と、砂糖、レモンのみで作上げた、太秋柿本来のおいしさをそのまま楽しめるジャムです。

益城の秋の味覚・太秋柿をご堪能ください。

### 販売場所

全国のカルディコーヒーファーム(約500店舗)と公式オンラインストア

### 販売期間

1月20日から順次。在庫がなくなり次第、販売終了

☎ 産業振興課 商工観光係 ☎ 289 - 8307

※商品在庫などは、各店舗にお問い合わせください。



## 【認可外保育施設などの利用予定者へ】幼児教育・保育無償化に伴う手続き

幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設(企業主導型保育施設を除く)などの利用料が上限額まで無償となります。

無償化の対象となるためには、町から事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。認定開始日は、申請書受理日より前にさかのぼることができませんので、ご注意ください。

令和7年4月から認可外保育施設などの利用を開始する人は、3月14日(金)までに子ども未来課へ申請をお願いします。

幼稚園の預かり保育の利用予定者は、園にお問い合わせください。 [町ホームページ](#)



☎ 子ども未来課 保育係 ☎ 286 - 3117

### 対象となる施設・事業

次の施設・事業のうち、無償化の対象であることを施設の所在地の自治体が確認したもの。

認可外保育施設／一時預かり事業／病児・病後児保育事業／ファミリー・サポート・センター事業

### 無償化の対象者と上限額

子の年齢	認定の要件	上限額(月額)
3～5歳児クラス	・保育の必要性がある ・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育事業を利用(在園)していない	— 37,000円
0～2歳児クラス	市町村民税非課税世帯	42,000円

## 子ども医療費償還払い申請期間変更

子どもが医療機関を受診した際にかかった医療費の一部負担金を助成する子ども医療費。令和7年1月診療分から、請求できる期間を右の通り変更します。

令和6年12月診療分まで 診療月の翌月から6カ月以内  
令和7年1月診療分から 診療月の翌月から12カ月以内

☎ 子ども未来課 子育て支援係 ☎ 286 - 3117